

# 普通貸付にかかる提出書類の変更について

本組合の福祉事業の一環で実施しております普通貸付につきましては、組合員の皆さまが臨時に資金を必要とする際に関係書類を提出していただくことで貸付を行っています。

今般、お申し込みの際に添付する見積書について、Web上から自身で印刷したものに名前を記載し提出するケースが散見しており、疎明書類としての有効性が従来のものと変わってきたことから、令和5年12月以降の取り扱いを変更しましたのでお知らせいたします。



## 変更点

Web上などから自身で印刷できる見積書(例:家電量販店のオンラインショップから出力可能な見積書など)を添付する場合は、商品等を購入した際に発行される領収書(商品名等の記載のあるもの)を貸付実行後1カ月以内に提出していただきます。

## ご注意ください

期限内に提出がない場合や見積書の記載内容と異なった商品を購入したことが判明した場合は、埼玉県市町村職員共済組合組合員貸付規則第16条第2項の規定により貸付を取り消し、未償還元利金を即時償還していただくこととなります。

また、金額等に変更が生じ購入金額が貸付額を下回っている場合も即時償還となりますので、申込額については十分ご注意くださいようお願い申し上げます。